

1. はじめに

A. 信頼される教員を目指して

教師は誰しもが、「児童生徒・保護者・地域から認められ信頼される教員になりたい。」と感じている。〈教師の使命感〉

- 児童生徒には、「親・先生・友人から一人の人間として承認されたい」と願う根源的な欲求がある。この想いが砕かれると、思春期の多感な時期は言葉や行動に問題が生じる大きな要因になり得る。〈承認の欲求〉

B. グローバリゼーション時代の教員の在り方・・・過信は後悔を招く

- ① 学校教育を実践する場合に、児童生徒のみが対象ではなくバックボーンには、保護者や地域社会があることを常に念頭に置かなければならない。
- ② 多様な文化や価値観が混合する時代であり、学校教育に対してあらゆる角度から評価される。核家族化や少子化は甘えを増大する大きな要因である。
- ③ 児童生徒が不透明な現代社会をたくましく生き行くためには、学校教育の中で『ダイナミックな未来を切り拓く人間の育成 = 自己表現できる人間の育成』が必須である。大胆にして細心の配慮で指導することが肝心要である。

↓ 〈矛盾が介在するのは世の常〉

説明責任 (accountability) がある。理論で対応できる備えが必要。

C. 学習指導に優秀な人間（教師）に、更に求められる要素【静 ⇒ 動】

↓	表現力	○児童生徒と過ごす時間が多いことの活用
↓	伝達力	○児童生徒にとって観察学習の重要な対象との自覚

「コミュニケーションの手本」となること…言葉、ジェスチャー、態度等までも。

運動学習指導に優秀な人間（教師）に、更に求められる要素【動 ⇒ 静】

↓	○書かせる・話しをさせる指導の計画的実施
↓	○教育機器の活用（ICT関連機器等）

熟練教師としての立場の確立。ベテランは「長年経験を積んだ老練な人間」の意味だが、若年でも意欲があればその域である「上手」な教師になれる。

2. 保健体育の教員として

児童生徒個々の長所を発見して、誉めて承認してやる指導からスタート

↓ 児童生徒の「承認の欲求」を満たしてやる。

自分で成し遂げようとする活力が湧いてくる(教育から学習へ)＝主体性が身に付く

↓ 受け身の姿勢からの脱却 ⇔ active leaning

自分の体力へ挑戦する意欲の芽生え(校種間の違いはあるが)

小学校 基礎・基本の定着ができていく。(漢字、ことわざ、計算、公式)

中学校 学習指導要領のカリキュラムをこなすことができているか。

- ◆ 持ち時数が多い、余裕のない中での効果的指導の在り方が課題。

3. 指導の際に大切なこと

- ① 小学校・中学校は義務教育であることの自覚
- ② 保護者への説明責任を念頭に置く⇔ 激励の言葉も受け取る側によっては暴言
- ③ 保健体育という教科の特殊性・・・健康指導及びコミュニケーションの大切さ
- ④ **他教科と違って心身を通しての結びつきが強い教科**
 - 一 ルールを守ることでの試合が成立する・・・約束から規則(規範意識の定着)
 - 二 作戦・チームワークを教えることができる。手段・方策での協調性。
リーダーシップの養成(授業内容・競技内容に応じて)。
 - 三 誉める(生理的欲求⇒承認・愛の欲求⇒所属の欲求⇒自己実現への意欲)

4. 教員間の共通理解

一年間の円滑な授業展開の成立は、当初の4月で決定する。

⇒ 児童生徒の心を「つかむ」・「つかまない」が、ここで決まってしまう。

学習カードの活用 ←【研修】 ←【学校方針】

単元ごとに学校体育の基本方針を記載しておく。

※ 陸上等での記録は残すことができる。数値による判断は可能。

表現(ダンス等)や態度の記録は?⇒ 評価には創意工夫が大切。

※ **絶対評価 評点プラス態度+意欲+技能**

指導や評価を行う場合は、説明責任が問われることを心に刻みつけて当たる。

☆水泳指導(さぼりなのか、身体的理由なのか)

ここでは、養護教諭のサポートが必要になってくる。

5. 養護教諭は学校教育のあらゆる場面でのコーディネーター

学級担任との連携融合の指導・・・管理職了解のもとでの家庭との連携

『学校で医学的知識を有する専門家は自分だけである』とのプライドと使命感。

養護教諭の**各家庭や地域社会へのPR (public relations)**を計画的に実践する

ことが大切・・・保健だよりの発信等、創意工夫した伝達、学校医との連携

養護教諭の積極的な取り組み ⇒ 児童生徒や保護者の安全・安心のよりどころ

6. 児童生徒の自殺の実態・・・未然防止への慎重な対応(文章文言、ことば)

年間の自殺者数は交通事故死者数の5倍以上との自覚。

単独の未然予防策では成果は望めない(学校全体で家庭への啓蒙活動)。

7. 教育委員会の重要な役割の一つ

教師力⇒学校力⇒人間力が誕生する、かけがえのない教員を見守る(飲酒・酒気帯び運転等の未然防止)。 **コンプライアンス(法令遵守 compliance)**

8. 教育基本法

(教育の目標)

第二条 教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 幅広い知識と教養を身に付け、真理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。
- 二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造性を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。
- 三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。
- 四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。
- 五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(教員)

第九条 法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。

- 2 前項の教員については、その使命と職責の重要性にかんがみ、その身分は尊重され、待遇の適正が期せられるとともに、養成と研修の充実が図られなければならない。

(家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

9. 第2期教育振興基本計画との関連(抜粋)

社会を生き抜く力の養成・・・コミュニケーション能力を身に付けさせる。

◎社会性・規範意識等の育成

いじめ等に起因して児童生徒が自ら命を絶つようなことはあってはならない。

いじめは必ずあるのだとの危惧を抱き、社会性や規範意識、生命の尊重、他者への思いやりなど、児童生徒に豊かな人間性を育んでいくことが必要である。

『教師の多角的な視野で子どもたちを「見る」⇒『診る・看る』』